

部長		課長		主幹 課長補佐		課長補佐 総括担当		設計		精算		
設計番号		08-006000-000						事業名		市単河川等改修事業		
令和8年度 工事設計書 工事名 堀田川河川改修工事 設計金額 円也 (内消費税 円) 内 訳												
施工位置		氷見市 堀田 地内										
工期		当初着工工期 令和 8年 月 日 当初竣工工期 令和 9年 1月15日 変更竣工工期 令和 年 月 日										

設計番号 08-006000-000

事業名 市単河川等改修事業

工事名 堀田川河川改修工事

氷見市 堀田 地内

¥	円	(内消費税	円)
		工期着工	令和 8年 月 日
		工期竣工	令和 9年 1月15日
		変更竣工	令和 年 月 日

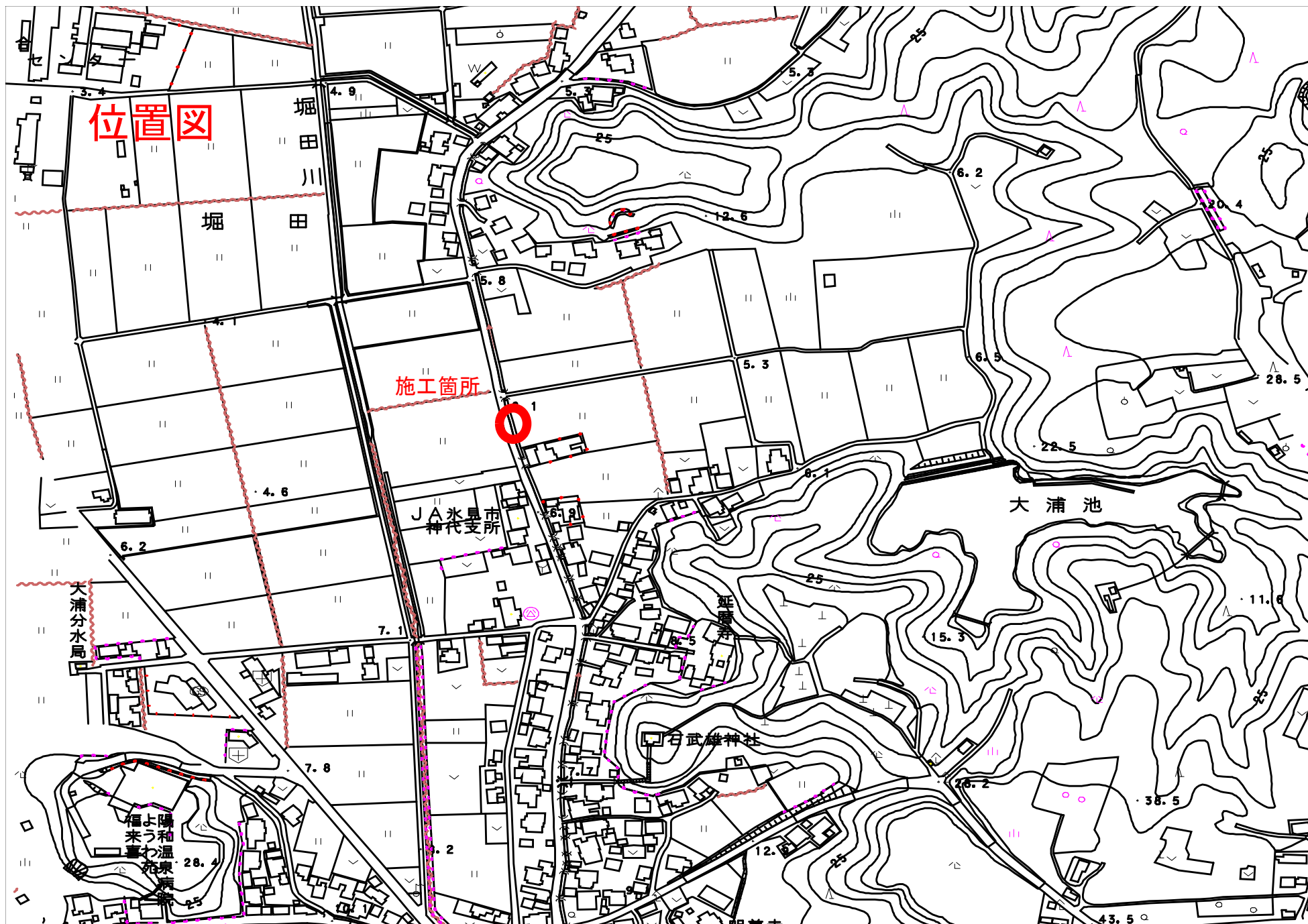
＜工事内容＞

施工延長 L = 21.5 m

河川土工 1.0 式

擁壁護岸工 重力式擁壁 L = 21.5 m

仮設工 敷鉄板・水替工等 1.0 式



堀田川河川改修工事

特記仕様書

第1条 総則

この特記仕様書は、最新の「土木工事共通仕様書(富山県土木部)」(以下「共通仕様書」という。))1-1-1に基づき、本工事に必要な事項を定めるものとする。
なお、共通仕様書の中で富山県と表示されている箇所については氷見市と読み替えるものとし、本仕様書に定めのない事項については、共通仕様書に従うものとする。
また、設計書の優先順位は、図面、特記仕様書、共通仕様書、及び数量総括表等とする。

第2条 工事の内容

- 1 目 的
この工事は、堀田川河川改修工事として 河川護岸の改修を行うものである。
- 2 工事施工場所
氷見市 堀田 地内
- 3 工事概要
別添設計書のとおり。

第3条 主任技術者及び監理技術者の資格

- 1 本工事の主任技術者または監理技術者は、昭和61年2月26日付け、工検第20号「土木施工管理技士等の資格を有する主任技術者または監理技術者の選任について」(昭和63年7月7日、工検第77号で一部修正)に定める資格を有する者とする。
- 2 主任技術者及び監理技術者の届出は、工程表に記載して提出するものとする。その際、資格証及び社員証の写しを添付するものとする。
- 3 請負金額が4500万円以上のものについては、専任の主任技術者及び監理技術者を配置しなければならない。
- 4 主任技術者の重複がある場合は兼務届を提出し、兼務期間、兼務状況を明確にするものとする。

第4条 施工計画書

- 1 請負者は、共通仕様書第1編1-1-5第1項に基づき、工事着手前に施工計画書を監督員に提出しなければならない。
- 2 段階確認、中間検査については、「氷見市建設工事監督要領」を参考に、以下の別を施工計画書に時系列で記載するものとする。
 - ①請負者の責任において管理する事項
 - ②段階確認を申し出る事項
 - ③中間検査を申し出る事項

第5条 安全管理

- 1 工事期間中は、安全管理要員等を配置し、工事区域内全般の巡視、点検、連絡調整等を行い、安全確保に努めなければならない。
- 2 現場内の安全確保に必要とされる事項、若しくは監督員より必要であると指示された事項については、これを責任を持って実施しなければならない。

第6条 安全教育・訓練の実施

- 1 労働安全衛生法等に基づき行う日々の安全教育のほか、すべての作業員を対象に、工事現場に即した安全教育・訓練等を「富山県土木部安全教育・訓練等の実施要領」(以下、「実施要領」という。)により毎月1回(半日)以上の頻度で実施するものとする。
- 2 実施項目についてH、「共通仕様書」第1-1-5 施工計画書の記載事項として「(9) 安全管理」に含め、実施要領の様式-1により工事の内容に即した安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。
- 3 安全訓練等の実施については、実施要領の様式-2によりそれぞれの実施毎に記録写真等を撮影し、工事完成時に監督員に提出するものとする。

第7条 過積載防止対策

道路交通法及び道路法を遵守するとともに、過積載防止対策を記載した施工計画書を提出するものとする。

第 8 条 現場条件

- 1 工事区間及びその周辺の工事期間中の交通対策等については、工事の着手に先立ち道路管理者及び警察署に届出を行い、工程計画、安全対策及び生活道路の確保等について十分協議して施工しなければならない。
- 2 工事箇所が存在する地下埋設物及び空中架線等については、工事の着手に先立ち各管理者（別紙1）と綿密な連絡をとり十分協調を保つとともに、工事の施工方法、防護方法等について協議して施工しなければならない。この協議の記録を、書面（別紙2）をもって監督員に報告しなければならない。
- 3 設計図書に示されている以外の埋設構造物等が判明又は発見したときは、監督員に報告しその指示を受けなければならない。

第 9 条 工事用道路

- 1 本工事の工事用道路は、市道を使用することとしている。
- 2 工事用道路として使用した市道は原型復旧を基本とし、所有者及び監督員の立会いによる確認を行う。

第 10 条 工程上の条件及び制限

請負者は、契約書に定められた工期の中で任意の時期に着手できるものとする。

第 11 条 公害防止

本工事の施工に伴い、騒音、振動等により近隣家屋及び構造物に影響を及ぼす恐れがあると考えられるところでは、施工方法及び使用機械の選定に十分留意するものとする。特に監督員の指示があった場合には、工事との因果関係が把握できるよう、写真、作業記録等の資料を整備するものとする。

第 12 条 下請関係の適正化

本工事の一部を下請負に付す場合は、「建設工事の下請関係の適正化に関する留意事項」を遵守し、下請契約書の写しを提出すること。さらに次の各号にあげる用件をすべて満たさなければならない。

- ① 請負者が工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること
- ② 下請負者が氷見市の工事指名競争参加者である場合には、指名停止期間中でないこと
- ③ 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること

第 13 条 社内検査の実施

- 1 請負者は、工事の途中段階及び完成時には、社内検査を行うものとする。
- 2 実施時期、内容等については、施工計画書に時系列で記載するものとし、実施結果については、完成時に監督員に提示するものとする。

第 14 条 工事用材料

- 1 工事用材料のうち、JIS規格品については使用前に材料使用届を提出するものとする。また、それ以外の使用材料については使用承認願いを提出し、監督員の承認を得なければならない。
- 2 使用届及び使用承認願いで承認を受けた材料の内、監督員が指示するものについては、使用前に監督員の検査を受けるものとする。
- 3 本工事に使用する資材等は、品質が水準以上であり、かつ価格が適正である場合には、県内地場産品を優先使用するものとする。
- 4 碎石については、再生碎石（RC）を使用するものとするが、これにより難しい場合は、監督員と協議してバージン材を使用してもよい。
- 5 アスファルト混合物については、再生材入りアスファルト混合物を使用するものとするが、これにより難しい場合は、監督員と協議してバージン材を使用してもよい。
- 6 生コンクリートについては、新JISに対応した材料を原則として用いるものとする。ただし、旧JISに対応した材料については設計図書の製品記号を新JISに読替えて用いることができるものとする。水セメント比は、鉄筋コンクリートは55%以下、無筋コンクリートは60%以下を遵守すること。所定の水セメント比を確保できない場合は、上位規格を用いるものとする。
- 7 鉄筋コンクリート用棒鋼については、JIS製品を使用する場合は、一径の棒鋼使用料が5t以上の場合は、ミルシートによる品質確認の他信頼できる試験機関が実施した引張り試験及び曲げ試験により再確認しなければならない。なお、5t未満の場合は、原則としてミルシートによる確認のみとする。
JIS製品以外のものを使用する場合、ミルシートによる監督員の事前審査が必要なほか、「JIS製品と同等以上の品質を有するもの」の保証として、信頼できる試験機関が実施した引張り試験及び曲げ強度試験により確認しなければならない。
- 8 山土砂については、表土や木根等を含まない良質の山土砂を使用するものとする。

第 15 条 調達状況の報告

請負者は、市外企業との下請契約及び県内地場産品の不採用について、適時、調達報告書を提出するものとする。
なお、市内で調達できる地場産品については、市内での調達に努めることとする。

第 16 条 工事測量

- 1 請負者は、工事着手後直ちに測量を実施し測量標(仮BM)、用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。その際測量結果が設計図に示されている数値と差異を生じた場合は監督員の指示を受けなければならない。
- 2 請負者は、測量標の設置にあたって、位置及び高さの変動のないようにしなければならない。
- 3 請負者は、用地巾杭、測量標(仮BM)、工事用多角点及び重要な工事用測量標を監督員の承諾なく移設してはならない。また、用地巾杭が現存しない場合は、監督員に報告し指示に従わなければならない。なお、移設する場合は隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。
- 4 請負者は、工事の施工に当たり、損傷を受ける杭又は傷害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。

第 17 条 工事記録写真撮影

- 1 一般条項
共通仕様書第1-1-27の規定により、「土木工事施工管理基準」及び「土木工事施工管理基準実施要領」に基づく工事記録写真を整備し、工事の完了後或いは、監督員の指示があった場合提出しなければならない。
- 2 撮影項目
 - (1) 着工前写真と完成写真は同アングルで比較対照が可能なものとする。
 - (2) 下記の項目については、一現場につき一式として写真撮影を行うものとする。
 - ① 材料検査
 - ② 土留材搬入地の全景及び形状寸法
 - ③ 交通安全施設
 - ④ 品質管理
 - ⑤ 本特記仕様書中、特に明示した項目
 - ⑥ その他(公害、環境、補償等)
 - (3) 下記の試験については、その試験実施中に写真撮影を行うものとする。
 - ① 路盤の粒度、密度試験(回数は監督員の指示に従うものとする。)
 - ② 表層の骨材粒度、合材温度試験(500m²毎に1回、それに満たないものについては1回)
 - ③ 監督員が必要と判断し指示した試験

第 18 条 竣功時

- 1 竣功時提出物
 - (1) 工事完成届け
 - (2) 工事記録写真
 - (3) 出来形管理図(指定様式)
 - (4) その他監督員の指示するもの
 - (5) 工事日報、納入伝票については、監督員が提出を求めたときは速やかに提出できるように整理保存するものとする。
- 2 検査前に工事区間の清掃を行い、かつ整然とした状態にするものとする。

第 19 条 公共事業労務費調査に対する協力

- 1 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、請負者は調査表等に必要事項を正確に記入し発注者に提出するなど、必要な協力をしなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。
- 2 請負者が「調査表等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導」の対象となった場合、請負者はその実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。

- 3 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査表等を提出できるよう、請負者は労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調整保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金・時間管理を適切に行っておかなければならない。
- 4 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は当該下請け工事の受注者(当該下請け工事の一部にかかる二次以降の下請人を含む。)が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

第 20 条 工事カルテの作成、登録(工事請負金額 5,000千円以上の全工事)

請負者は、工事実績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受け、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は完成後10日以内に、訂正時は適宜、(財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。なお、同センターが発行する「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。

第 21 条 建設副産物(建設副産物実態調査の実施)

請負者は、「再生資源利用計画書(実施書)」及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」を作成し、監督職員に提出するものとする。提出時期は、以下のとおりとする。

(1) 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は、施工計画書に含め提出するものとする。

(2) 「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」は、工事完成届とともに提出するものとする。

第 22 条 建設リサイクル法の対象建設工事(建設リサイクル法対象工事の場合)

- 1 本工事は、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律(以下、「建設リサイクル法」という。)の対象建設工事であり、特定建設資材について分別解体等及び再資源化等を実施するものとする。
- 2 請負者は、建設リサイクル法12条に基づき、施工計画書に以下の内容を明記し、監督員へ説明するものとする。
- ・解体工事である場合は、解体する建築物等の構造
 - ・新築工事等である場合は、使用する特定建設資材の種類
 - ・工事着手の時期及び工程の概要
 - ・分別解体等の計画
 - ・解体工事である場合は、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
- 3 本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

②再資源化等をする特定建設資材廃棄物の種類及び再資源化施設の場所

特定建設資材廃棄物の種類	再資源化施設の場所
コンクリート塊(無筋・有筋)	氷見市 上田子
アスファルト塊	氷見市
建設発生土	氷見市 上田子

※再資源化施設は積算上の明示条件であり、施設を指定するものではない。

なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

4 請負者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督員に報告するものとする。
なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(富山県土木部)(平成14年6月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化が完了した年月日
- ・再資源化をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化に要した費用

5 請負者は、再資源化施設において適正に処分されていることが確認できる書類(マニフェスト等)を監督員に提示するとともに、運搬、処理を委託する場合は、産業廃棄物処理業者との委託契約書を監督員に提示するものとする。

第 23 条 施工機械

- 1 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定された建設機械を使用するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、技術証明等によりその効果が明らかな排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型と同等とみなす。
- 2 排出ガス対策型建設機械を使用する場合は、施工計画書に、①機種、②メーカー名、③形式、④台数等を記載するものとする。その際に、排ガス対策機械指定通知書の写しを添付するものとする。また、工事完成時に「指定ラベル」が確認できる工事写真を提出するものとする。
なお、排出ガス対策型建設機械を使用しない場合は、機種ごとについて設計変更の対象とする。ただし、機械損料に差額のない機種については、この限りでない。

第 24 条 工事書類の簡素化の試行について

- 1 本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。
- 2 試行は、工事書類の簡素化試行要領(案)(令和8年4月 富山県土木部)に基づき、実施するものとする。
- 3 これらに定められていない場合は監督員と協議する。

第 25 条 週休2日工事(発注者指定型(現場閉所))

- 1 本工事は、週単位の週休2日(土日完全週休2日現場閉所)に取り組むこととする。
- 2 工事の実施にあたっては、「週休2日工事」試行要領(令和8年4月 富山県土木部)に基づくものとする。

第 26 条 余裕期間制度(フレックス方式)対象工事

- 1 本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を設定することができる工事であり、氷見市建設工事に係る余裕期間制度(フレックス方式)試行要領に基づき実施するものとする。
- 2 工事の始期の期限は、契約締結日の翌日以降の令和8年10月30日、工事の終期の期限は、令和9年1月15日とする。

- 3 受注者は、工事の始期後14日以内に施工計画書を発注者に提出するものとする。
- 4 受注者は、受注時のコリンズ(CORINS)への登録については、工事の始期10日(休日を除く。)以内に登録するものとする。
- 5 受注者は、工事の始期後に速やかに、退職金制度届書を発注者に提出するものとする。
- 6 余裕期間内に行う資機材の準備及び、技能労働者の手配などの準備等に必要な現地への立入り(工事着手以外の行為とする)については、発注者に了解を得るとともに関係法令等に基づく必要な手続きを行うものとする。
- 7 その他この特記仕様書に記載のないことについては、氷見市建設工事に係る余裕期間制度(フレックス方式)試行要領によるものとする。

第 27 条 その他

1. その他定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議するものとする。
2. 建設発生土は、工事写真として処分地状況を確認できる写真を添付するものとする。
3. 建設副産物については、産業廃棄物許可業者へ搬入するものとし、施工計画書に処分先及び搬入業者を明示するものとする。また、処理の一連の流れを証するものとして完成時に以下の書類を提示するものとする。
 - ① 廃材の積込写真(車番、最大積載量が確認できるもの : 対象 抽出)
 - ② 仮置がある場合は、仮置場への搬入状況(対象 抽出)及び処分地へ搬出する際の廃材の積込写真(車番、最大積載量が確認できるもの : 対象 抽出)
 - ③ 処分地への搬入状況(処分地がわかるもの : 対象 抽出)及び集計表(対象 全数量)(④と⑤は、完了検査時に確認する。)
- ④ マニフェストE表の原本(完了検査時に確認する。)
- ⑤ 産業廃棄物許可業者及び運搬業者と結んだ契約書(完了検査時に確認する。)

総括情報表

頁0-0001

事務所 設計書名 変更回数	1002 ふるさと整備課 実施設計書 当初 0		
適用単価 適用単価地区 単価適用年月日	1 実施単価 06 氷見地区 0-08.08.15(0)		
諸経費体系	1 公共		
	当 世 代		前 世 代
前払率 諸経費工種 労務費補正 電力区分 施工地域区分 寒冷地区分 緊急工事区分 契約保証区分 現場環境改善費 週休2日工事補正 消費税率 (%)	40 01 河川 01 割増なし 02 臨時低圧電力 12 補正無し 01 補正なし 00 通常 01 金銭的保証 00 計上しない 00 計上しない 10		

本工事費内訳表

頁0-0002

	費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
本工事費										X1000	
築堤・護岸										Y1101	
河川土工										Y210101	
	掘削 土砂 小規模									SP2001 0 A=1, B=5, E=7	
		69		m3						施工 第0-0001号表	
	埋戻し 施工方法 上記以外(小規模) 土砂									SP2014 0 A=5, B=1	
		41		m3						施工 第0-0002号表	
	土砂等運搬 小規模 土砂(岩塊・玉石混り土含む)									SP2002 0 A=2, B=5, C=1, D=1, M=5	
		21		m3						施工 第0-0003号表	
	ダンプトラック運搬 ダンプトラック									S6813 0 A=3. 5, B=1, C=1, D=1, E=4, F=1	
		7		m3						施工 第0-0004号表	
	処分費等									#0044	
	公共用残土仮置場（搬入）									TST07 0	
		21		m3							

氷 見 市

本工事費内訳表

頁0-0003

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
コンクリート廃材処理費						TCN29 0
	7	m3				
擁壁護岸工						Y210106
重力式擁壁工						V1000 0
	21.5	m				施工 第0-0005号表
型枠 一般型枠 鉄筋・無筋構造物						SP2084 0 A=1, B=1
	1	m2				施工 第0-0007号表
仮設工						Y210111
敷鉄板設置・撤去						S5306 0 A=3, B=1
	158	m2				施工 第0-0010号表
敷鉄板賃料 22×1,524×3,048(mm) 1～3箇月						S5307 0 A=4, C=27, D=3, F=3
	35	枚				施工 第0-0011号表
ポンプ排水工 (工事用水中ポンプ) 作業時排水 8時間／日 0以上 120未満 (m3／h)						S9727 0 A=1, B=1, C=1, E=1, H=1
	17	日				施工 第0-0012号表
仮締切工 大型土のう						V3000 0
	4	袋				施工 第0-0013号表

氷 見 市

本工事費内訳表

頁0-0004

	費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
	排水管設置撤去 φ 600									V3200	0
		26	m							施工	第0-0016号表
直接工事費											
運搬費										Z0004	
				式							
	仮設材等運搬費（往復） 製品長12m以内									S3107	0
		28.1	t							A=2, B=1, C=5, D=1	
	仮設材等の積込み、取卸し費 往復分									S3108	0
		28.1	t							A=3	
共通仮設費 （率分）										施工	第0-0018号表
共通仮設費計											
				式							
純工事費											
現場管理費											
				式							

氷 見 市

本工事費内訳表

頁0-0005

費目・工種・施工名称など		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
現場管理費計											
工事原価											
一般管理費等											
					式						
工事価格											
消費税等相当額											
					式						
請負対象工事費											
工事価格計											
消費税等相当額計											
					式						
請負対象工事費計											

施 工 内 訳 表

[名 称] 掘削			1 m3 当り		
[規格1] 土砂			[規格2] 小規模		
機械構成比： 27.65%			標準単価： 1,342.7		
労務構成比： 61.34%			市場単価構成比： 0.00%		
材料構成比： 11.01%					
代 表 機 労 材 規 格		構 成 比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)	単価(東京地区)
バックホウ		27.65%		バックホウ	MHS107
特殊運転手		61.34%		運転手（特殊） 東京単価	R2002
軽油 (パトロール)		11.01%		軽油 東京単価 パトロール給油	T3002
積算単価				積算単価	EP001
A=1 E=7	土砂 標準			B=5 上記以外(小規模)	

施 工 内 訳 表

[名 称] 埋戻し			1 m3 当り		
[規格1] 施工方法 上記以外(小規模)			[規格2] 土砂		
機械構成比： 9.23%			標準単価： 4,309.4		
労務構成比： 86.75%			市場単価構成比： 0.00%		
材料構成比： 4.02%					
代 表 機 労 材 規 格		構 成 比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)	単価(東京地区)
バックホウ		8.67%		バックホウ	MHS130
ランマ		0.56%		タンパ及びランマ	M1232
普通作業員		49.78%		普通作業員 東京単価	R2006
特殊作業員		19.28%		特殊作業員 東京単価	R2005
特殊運転手		17.69%		運転手(特殊) 東京単価	R2002
軽油 (パトロール)		3.17%		軽油 東京単価 パトロール給油	T3002
ガソリン JIS2号レギュラ		0.85%		ガソリン 東京単価 レギュラー スタンド	T3004
積算単価				積算単価	EP001
A=5 上記以外(小規模)				B=1 土砂	

施 工 内 訳 表

[名 称] 土砂等運搬			1 m3 当り		
[規格1] 小規模			[規格2] 土砂(岩塊・玉石混り土含む)		
機械構成比： 25.12%			標準単価： 1,610		
労務構成比： 63.12%			市場単価構成比： 0.00%		
材料構成比： 11.76%					
代 表 機 労 材 規 格		構 成 比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)	単価(東京地区)
ダンプトラック		25.12%		ダンプトラック	M1331
一般運転手		63.12%		運転手 (一般) 東京単価	R2015
軽油 (パトロール)		11.76%		軽油 東京単価 パトロール給油	T3002
積算単価				積算単価	EP001
A=2	小規模			B=5	バックホ 容量0.28m3
C=1	土砂(岩塊・玉石混り土含む)			D=1	DID区間 無し
M=5	3.5km以下				

施工内訳表

頁0-0009

氷見市

施 工 内 訳 表

[名 称] 重力式擁壁工						10	m	当り
[規格 1]						[規格 2]		
名 称 ・ 規 格 な ど	数	量	単 位	単	価	金	額	備 考
コンクリート 無筋・鉄筋構造物 人力打設	10		m3					SP2082 施工 第0-0006号表
型枠 一般型枠 鉄筋・無筋構造物	32.6		m2					SP2084 施工 第0-0007号表
コンクリート 無筋・鉄筋構造物 人力打設	1.1		m3					SP2082 施工 第0-0006号表
型枠 一般型枠 均しコンクリート	2		m2					SP2084 施工 第0-0008号表
基礎碎石 碎石の厚さ 7.5cmを超え12.5cm以下	13.4		m2					SP2030 施工 第0-0009号表
合計	10		m					
単位当り	1		m					

SP2082

施 工 内 訳 表

施工 第0-0006号表

頁0-0011

[名 称] コンクリート			1 m3 当り		
[規格1] 無筋・鉄筋構造物			[規格2] 人力打設		
機械構成比： 0.00%			標準単価： 32,152		
労務構成比： 28.77%			市場単価構成比： 0.00%		
材料構成比： 71.23%					
代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
普通作業員	12.92%		普通作業員 東京単価		R2006
特殊作業員	7.34%		特殊作業員 東京単価		R2005
土木一般世話役 一般施工	6.55%		土木一般世話役 東京単価		R2008
その他(労務)			その他(労務)		ER009
生コンクリート 高炉18－ 8－40 W/C≦60%	71.23%		生コンクリート 東京単価 高炉 24-12-25(20) W/C 55%		T3973
積算単価			積算単価		EP001
A=1 無筋・鉄筋構造物 C=7 高炉18－ 8－40 W/C≦60% G=2 現場内小運搬 無し			B=4 人力打設 E=2 一般養生 L=2 生コン小型車割増あり		

氷 見 市

SP2084

施 工 内 訳 表

施工 第0-0007号表

頁0-0012

[名 称] 型枠			1 m2 当り		
[規格1] 一般型枠			[規格2] 鉄筋・無筋構造物		
機械構成比： 0.00%			標準単価： 10,653		
労務構成比： 100.00%			市場単価構成比： 0.00%		
材料構成比： 0.00%					
代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
型枠工	46.74%		型わく工 東京単価		R2030
普通作業員	25.15%		普通作業員 東京単価		R2006
土木一般世話役 一般施工	9.42%		土木一般世話役 東京単価		R2008
その他(労務)			その他(労務)		ER009
積算単価			積算単価		EP001
A=1 一般型枠			B=1 鉄筋・無筋構造物		

SP2084

施 工 内 訳 表

施工 第0-0008号表

頁0-0013

[名 称] 型枠			1 m2 当り		
[規格1] 一般型枠			[規格2] 均しコンクリート		
機械構成比： 0.00%			標準単価： 5,387.9		
労務構成比： 100.00%			市場単価構成比： 0.00%		
材料構成比： 0.00%					
代 表 機 労 材 規 格		構 成 比	単 価	代 表 機 労 材 規 格 (東京地区)	単 価 (東京地区)
型枠工		58.85%		型わく工 東京単価	R2030
普通作業員		19.89%		普通作業員 東京単価	R2006
土木一般世話役 一般施工		6.01%		土木一般世話役 東京単価	R2008
その他(労務)				その他(労務)	ER009
積算単価				積算単価	EP001
A=1 一般型枠				B=5 均しコンクリート	

SP2030

施 工 内 訳 表

施工 第0-0009号表

頁0-0014

[名 称] 基礎砕石			1 m2 当り		
[規格1] 砕石の厚さ 7.5cmを超え12.5cm以下			[規格2]		
機械構成比： 5.11%			標準単価： 1,318.2		
労務構成比： 79.15%			市場単価構成比： 0.00%		
材料構成比： 15.74%					
代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
バックホウ賃料	5.08%		バックホウ (クローラ型) 東京単価 バケット容量0.8 m ³		T7279
その他(機械)			その他(機械)		EK009
普通作業員	38.07%		普通作業員 東京単価		R2006
特殊作業員	16.10%		特殊作業員 東京単価		R2005
特殊運転手	14.92%		運転手 (特殊) 東京単価		R2002
土木一般世話役 一般施工	9.51%		土木一般世話役 東京単価		R2008
その他(労務)			その他(労務)		ER009
再生砕石 RC-40	10.65%		再生クラッシュラン 東京単価 R C - 4 0		T4090
軽油 (パトロール)	5.06%		軽油 東京単価 パトロール給油		T3002
その他(材料)			その他(材料)		EZ009
積算単価			積算単価		EP001

氷 見 市

SP2030

施 工 内 訳 表

施工 第0-0009号表

頁0-0015

[名 称] 基礎碎石			1			m2		当り	
[規格 1] 碎石の厚さ 7.5cmを超え12.5cm以下			[規格 2]						
機械構成比： 5.11%		労務構成比： 79.15%		材料構成比： 15.74%		市場単価構成比： 0.00%		標準単価： 1,318.2	
代 表 機 労 材 規 格			構 成 比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)			単価(東京地区)	備 考
A=2 7.5cmを超え12.5cm以下					B=3 再生碎石 RC-40				
C=1 割引有り (バックホウ バケット容量0.8m3)									

施 工 内 訳 表

[名 称] 敷鉄板設置・撤去			[規格1]			100	m2	当り
[規格2]								
名 称 ・ 規 格 な ど	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考		
土木一般世話役 一般施工			人			R2008		
とび工			人			R2011		
普通作業員			人			R2006		
バックホウ運転（賃料） （機－28）			日			S1546		
諸雑費			%			#09		
合計	100		m2					
単位当り	1		m2					
A=3 設置・撤去				B=1 割引有り（バックホウ クレーン付 0.8m3 2.9t吊）				

施工内訳表

頁0-0017

[illegible]

施 工 内 訳 表

[名 称] ポンプ排水工 (工事用水中ポンプ)						1	日	当り
[規格1] 作業時排水 8時間/日			[規格2] 0以上 120未満 (m3/h)					
名 称 ・ 規 格 な ど	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考		
特殊作業員			人			R2005		
工事用水中モータポンプ運転 (賃料) 作業時排水 0m3/h以上 120m3/h未満			日			S1900		
発動発電機運転 ディーゼルエンジン駆動 (機-16)			日			S1756		
諸雑費			%			#09 ポンプの配管材料の損料、分電盤の賃料等		
※単位当り※	1		日					
A=1 作業時排水 C=1 10m H=1 割引有り(発動発電機 ディーゼルエンジン37/45kVA				B=1 0以上 120未満 (m3/h) E=1 割引有り(工事用水中ポンプ		200mm 全揚程10m		

施 工 内 訳 表

[名 称] 仮締切工						1	袋	当り
[規格1] 大型土のう						[規格2]		
名 称 ・ 規 格 な ど	数	量	単 位	単	価	金	額	備 考
大型土のう製作・設置 5m以下	1		袋					S2956 施工 第0-0014号表
大型土のう撤去 6m以下	1		袋					S2956 施工 第0-0015号表
＊ ＊単位当り＊ ＊	1		袋					

施 工 内 訳 表

[名 称] 大型土のう製作・設置 [規格 1] 5m以下					[規格 2]		10	袋	当り
名 称 ・ 規 格 な ど		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考		
土木一般世話役 一般施工				人			R2008		
特殊作業員				人			R2005		
普通作業員				人			R2006		
大型土のう 1.0t用、φ110cm×H108cm		10.00		枚			T3679		
バックホウ運転（賃料） （機－28）				日			S1546		
諸雑費				%			#09		
合計		10		袋					
単位当り		1		袋					
A=1 C=1 F=1	製作・設置 5m以下 割引有り(バックホウ クレーン 後方超小旋回				B=1 D=1	1t土のう 丸型φ110cm×108cm -3m≦H≦2m			

施 工 内 訳 表

[名 称] 大型土のう撤去						10	袋	当り
[規格1] 6m以下						[規格2]		
名 称 ・ 規 格 な ど	数	量	単 位	単	価	金	額	備 考
土木一般世話役 一般施工			人					R2008
特殊作業員			人					R2005
バックホウ運転（賃料） （機－28）			日					S1546
諸雑費			%					#09
合計	10		袋					
単位当り	1		袋					
A=4 D=1 撤去 -3m≦H≦2m				C=3 G=1 6m以下 割引有り	（バックホウ クレーン付 0.8m3 2.9t吊）			

施 工 内 訳 表

[名 称] 排水管設置撤去						100	m	当り
[規格1] φ600						[規格2]		
名 称 ・ 規 格 な ど	数	量	単 位	単	価	金	額	備 考
土木一般世話役 一般施工			人					R2008
普通作業員			人					R2006
高密度ポリエチレン管 Φ600 10%	101		m					W0001
継手材料			%					#01
合計	100		m					
単位当り	1		m					

施 工 内 訳 表

[名 称] 仮設材等運搬費 (往復)						1	t	当り
[規格 1] 製品長12m以内						[規格 2]		
名 称 ・ 規 格 な ど	数	量	単 位	単	価	金	額	備 考
運賃	1.00							T7000
単位当り	1		t					
A=2 往復 C=5 片道運搬距離 (km)				B=1 製品長12m以内 D=1 割増無し				

施 工 内 訳 表

[名 称] 仮設材等の積込み、取卸し費						1	t	当り
[規格1] 往復分						[規格2]		
名 称 ・ 規 格 な ど	数	量	単 位	単 価	金 額	備	考	
積込み、取卸し費（仮設材等） 片道分（基地→現場）	1.00		t			K0121		
積込み、取卸し費（仮設材等） 片道分（現場→基地）	1.00		t			K0122		
＊＊単位当り＊＊	1		t					
A=3 往復分								

機 労 材 集 計 表

頁0-0025

項番	単価 コード	集計 区分	単 価 値	数量累計	単 価 名 称	集 計 区 分 名 称
1	K0121	199		28.1	積込み、取卸し費（仮設材等）	その他機械損料
2	K0122	199		28.1	積込み、取卸し費（仮設材等）	その他機械損料
3	K2542	198			タイヤ損耗費及び修理費	消耗品費
4	M1232	193			ランマ	路盤舗装等損料
5	M1331	191			ダンプトラック	運搬機械等損料
6	M1331	191			ダンプトラック	運搬機械等損料
7	MHS107	190			バックホウ	掘削積込機損料
8	MHS130	190			バックホウ	掘削積込機損料
9	R2002	18			特殊運転手	特殊運転手
10	R2005	11			特殊作業員	特殊作業員
11	R2006	12			普通作業員	普通作業員
12	R2008	25			土木一般世話役	一般土木世話役
13	R2011	15			とび工	とび工
14	R2015	19			一般運転手	一般運転手
15	R2030	29			型枠工	型枠工
16	T3002	66			軽油	軽油
17	T3004	65			ガソリン	ガソリン
18	T3679	58		4	大型土のう	その他材料
19	T3973	92		25.5356	生コンクリート	生コン 180kg
20	T4090	52		3.4572	再生碎石	クラッシュラン
21	T7000	1		28.1	運賃	測量用材料
22	T7256	44			バックホウ賃料	建設機械賃料
23	T7276	44			バックホウ賃料	建設機械賃料
24	T7279	44			バックホウ賃料	建設機械賃料
25	T7377	44			発動発電機賃料	建設機械賃料
26	T7484	44			工事用水中ポンプ	建設機械賃料
27	T7655	180			敷鉄板賃料 1～3 箇月	仮設材損料
28	TCN29	189		7	コンクリート廃材処理費	投棄料
29	TST07	189		21	公共用残土仮置場（搬入）	投棄料
30	WXXXX	966				
31	WXXXX	968				

数量総括表

[illegible]

[illegible]

重力式擁壁
H=1600

1600
1100
500
100

300 1300

100 940 1140 1340

基礎砕石 (RC-40)

型枠断面数量 +1.0㎡

均しコンクリート

10m当たり数量

コンクリート	10.0㎡
型枠	32.6㎡
均しコンクリート	1.1㎡
基礎砕石	13.4㎡
掘削	32.0㎡
埋戻	19.0㎡
コンクリート処理 (二次製品)	3.4㎡

重力式擁壁 H=1600

敷鉄板

大型土のう 4袋

仮設水路 $\phi 600$ L=26m

均しコンクリート

基礎砕石 (RC-40)

大型土のう 締切り

仮設水路 $\phi 600$

950

1600

300

3000

1:0.2

敷鉄板 L=52m A=158m²

堀田川河川改修工事				
図面の 名称	平面図 展開図	断面図 仮設工	年月日	
			縮尺	1:20, 25, 100
			図面番号	
課長	班長	主務	設計	製図
氷見市役所				